

国際仲裁と国際世論

——一八八三年、「越南問題」におけるアメリカ外交官の関与とその影響について——

望 月 直 人

【要約】 一八八〇年代前半にベトナムをめぐって生じた「越南問題」は、清朝が自らの属国とみなす国をめぐって欧米諸国と戦火を交えた唯一の事例―清仏戦争に至った。従来、「越南問題」は、清朝とフランス両当事国の問題として検討されてきたが、本稿は第三国として関与したアメリカの影響を検討する。第一章では、一八八三年七月初めに行われた清朝による対米仲裁依頼が、国際世論と国際仲裁を結びつけたアメリカ駐清公使ヤングの助言に基づくことを示す。第二章では、国際仲裁の実現を目指したアメリカ外交官の活動が、清仏の対立を深刻させたことを明らかにする。第三章では、一八八三年一月に清朝の発した各国宛同文通牒が、アメリカ駐清公使館員の助言にも依拠していたこと、この同文通牒が国際世論を動かして和平の実現という目的とは逆に、清仏の軍事衝突を決定的としたことを示す。

史林 一〇一卷二号 二〇一八年三月

はじめに

一九世紀後半、清朝と欧米諸国・日本の間で前者が「属国」とみなす東アジアおよび東南アジアの国々をめぐってたびたび紛争が起こった。これはいわゆる「中華秩序」と「欧米近代国際秩序」の矛盾・衝突として、同時代より注目されてきている。なかでもベトナムをめぐって起きた「越南問題」は、清朝が「属国」とみなす国をめぐって欧米諸国と戦火を交えた唯一の事例―清仏戦争にいたっており、近代中国外交史研究において重要な意義を持つと思われる。

もとより「越南問題」の具体的な経緯は、早くから数多くの先行研究によって詳細に明らかにされている^①。ただ近年、「欧米近代国際秩序」に対応した清朝の政策転換、あるいは国際法の受容ないし利用といった方面から、新たな知見が示されてきている。茂木敏夫氏は、清朝が一八八〇年代に入って朝貢や冊封など儀礼面にとどまっていたベトナム王朝との関係を転換し、積極的な軍事介入などベトナムを自らの勢力圏として確保する動きを示したことを指摘した^②。最近、岡本隆司氏は、清朝がベトナムにおいて国際法上の「保護」の確保を目指してフランスと交渉し、これが清仏の妥協を困難にした事実を明らかにしている^③。

さて、ここで考えねばならない論点が生ずる。「越南問題」は、清朝による国際法の利用にも拘わらず、戦争による決着という結果に行き着いた。さらに「越南問題」では、第三国による国際仲裁が清朝・イギリス・アメリカによって提案されたものの、フランスは一貫してこれを拒んだ。清朝による国際法への準拠が清朝の望む結果に結びつかなかったことになる。これをどのように評価すべきであろうか。

そもそも、国際法を準則とする「欧米近代国際秩序」は、多くの強みを持つ一方で、大きな弱点も抱えてきた。主権平等の原則ゆえに、国家の上位にあつて強制管轄権を保持する司法機関の設立が困難である、という点である。このような国際社会にあつて、国際法は紛争当事国間の論争を加熱させる危険性があると早くより指摘されている^④。しかし、この「欧米近代国際秩序」の弱点について、これまで近代中国史研究はあまり注意を払ってこなかった^⑤。だが、東アジア諸国が国際法を利用するようになった場合、東アジア諸国も当然ながら欧米が悩まされ続けた「欧米近代国際秩序」の弱点から影響を被ったと考えられる。

すでに筆者は、一八七四年の第二次サイゴン条約に関する検討において、清朝とフランスの価値基準・評価基準の相違から両者とも「現状」を自らの基準にひきつけて解釈することができ、客観的もしくは理論上は相容れないはずの「現状」に自得し、これが双方の自制につながっていたことを明らかにした。また、フランスに先んじて行われた清朝のベト

ナム出兵が清朝の「属国」主張に国際法上の論拠を与えており、これがかえってフランスに国際法上の保護権確立のための強硬な政策を推進させたことも示した。^⑥つまり、清仏ともに国際法を用いた議論を繰り返すうちに、主張を尖鋭化させていったのである。

さらに本稿は、「越南問題」における国際仲裁に向けたアメリカ外交当局の動向を取り上げる。もとより、「越南問題」における国際仲裁の努力は、「越南問題」の古典的研究から取り上げられてきた。^⑦また、アメリカ外交史研究の側からも、「越南問題」における国際仲裁に向けたアメリカの活動を取り上げて検討を加えた論考がある。^⑧ただ、これら先行研究は、アメリカの国際仲裁に向けた活動を実現しなかった試みとして扱うにとどまっており、国際法に準拠した平和的解決の追求が紛争の激化につながる可能性については、考慮していない。しかし、一九世紀末より二〇世紀にかけてのアメリカ外交については、二〇世紀のアメリカ外交官ケナン（George Frost Kennan）によって、「体系的な法律的規則および制約を受諾することによって、国際社会における各国政府の無秩序でかつ危険な野心を抑制することが可能となるという信念」に基づいた「法律的・道徳家的アプローチ（legalistic-moralistic approach）」が、外交を硬直化させ目的とは逆の結果をもたらしてきたと指摘されている。ケナンは二〇世紀初頭にかけての国際仲裁裁判に関するアメリカの取り組みも「法律的・道徳家的アプローチ」に含めており、この歴史的文脈からすれば、「越南問題」におけるアメリカの活動も、清仏和平の達成を促すという目的とは逆の結果につながった可能性を考慮する必要があるだろう。

もとより、一九世紀から二〇世紀にかけての欧米における国際政治史および国際政治思想史は、欧米における歴史的経験を重視してきた。ただ、一九世紀後半以降のいわゆる「世界の一体化」にもなって、国際法を準則とする近代国際秩序は世界を覆うこととなっていったのであり、非欧米地域における実践と結果にいま少し目を向ける必要がある。そこで本稿は、一八八三年のアメリカの国際仲裁に向けた努力が清仏間の交渉にどのような影響を与えたのか検討し、その歴史的意義を示したいと考える。

- ① 邵循正『中法越南關係始末』河北教育出版社，二〇〇〇〔一九九五年〕。李恩涵『曾紀沢の外交』中央研究院近代史研究所，一九六六年。龍章『越南与中法戦争』台湾商務印書館，一九九六年。Henri Cordier, *Histoire des relations de la Chine avec les puissances occidentales (1860-1900)*, Paris: Alean, 1902, t. II.
- ② 茂木敏夫「中華世界の「近代」変容―清末の辺境支配」溝口雄三ほか編『地域システム』（アジアから考える）（二）東京大学出版会，一九九三年。このほか鈴木智夫『洋務運動の研究―一九世紀後半の中国における工業化と外交の革新についての考察』汲古書院，一九九二年，第五編第三章。柳岳武『清代藩属体系研究』人民出版社，二〇一六年，第四章。
- ③ 岡本隆司『中国の誕生』名古屋大学出版会，二〇一六年，第四一六章。
- ④ Emer de Vattel, *Le droit des gens : ou Principes de la loi naturelle appliqués à la conduite et aux affaires des nations et des souverains*. Neuchâtel: Imprimerie de la Société typographique, 1758, t. 2, pp. 138-139. その後も外交は「このやうな國際法の欠陥に基いて國際政治を運営する技術である。そこでは、人間それぞれが独善的であることを前提としている。外交の古典的な手引書である、カリエール (François de Calières) の『外交談判法』は次のように述べている。「自分が間違っていると、自分が思い違いをしているとかを白状したいという人間はほとんどいない。また、他人が唯「こちらと正反対の道理をあげて反駁して来る場合には、相手のその道理がいかに立派であっても、自分の意見を完全に捨てて、その相手の意見に賛成するものは、ほとんどいない。しかし、ある点でひとが賛成してくれると、別の点で自分の意見を捨てることのできる人ならば大勢あるものである。」(カリエール著・坂野正高訳『外交談判法』岩波
- 文庫，一九七八年，一〇六頁)。
- ⑤ 日本史では、日本が「旧外交」に習熟してゆく過程と二〇世紀に欧米で「新外交」が主流を占めつつあった時代潮流とのタイムラグなどが指摘されている（千葉功『旧外交の形成―日本外交一九〇〇―一九一九』勁草書房，二〇〇八年）。
- ⑥ 望月直人「フランス対清朝サイゴン条約通告とベトナム出兵問題―一八七〇年代後半、ベトナムをめぐる清仏關係の再考」『東洋史研究』六八―三、二〇〇九年。同「秩序再建」と「保護」―清仏戦争前、フランスの清越關係親に関する一考察」『東アジア近代史』一五、二〇一二年。同「清仏戦争前における清朝対仏政策の転換過程―トンキン出兵からの「継続」として」『東洋学報』九四―三、二〇一二年。
- ⑦ 邵循正『中法越南關係始末』二三〇―二三二頁。李恩涵『曾紀沢の外交』二〇九頁。龍章『越南与中法戦争』一七四―一七六頁。Cordier, *op. cit.*, p. 399.
- ⑧ David L. Anderson, *Imperialism and Idealism : American Diplomats in China, 1861-1898*, Bloomington: Indiana University Press, 1985, pp. 126-139. Lewis M. Chere, *Diplomacy of the Sino-French War 1883-85: Global Complications of an Undeclared War*, Notre Dame: Cross Cultural Publications, 1988. Tyler Dennett, "American 'Good Offices' in Asia," *American Journal of International Law*, 16-1, 1922. Jack L. Hammersmith, "American Attempts to Prevent a War Over Vietnam: The Experience of John Russell Young, 1882-85," *The Historian*, 38-2, 1976; Robert Topkins Miller, *United States and Vietnam 1787-1941*, Washington, D.C.: National Defense University Press, 1990.
- ⑨ George F. Kennan, *American Diplomacy, 1900-1950*, Chicago: University of Chicago Press, 1951, pp. 91-103. 邦訳はケナン著・近藤

第一章 アメリカ駐清公使ヤングの助言

「越南問題」は、一八八〇年に始まるとされる。この年にフランスがトンキンと呼ばれたベトナム北部への出兵の方針を決め、清朝駐仏兼駐英公使曾紀沢がこれに抗議し、問題が顕在化した。一八八二年一〇月以降、清朝の直隸総督李鴻章とフランス駐清公使ブーレ (Albert Bouée) が話し合い、清仏によるベトナム北部の実質的な分割管理などを定めた李・ブーレ草案をまとめた。しかし、フランスで政権交代が起こり、一八八三年二月に成立したフェリ (Jules Ferry) 内閣はこの草案を拒否、ブーレを更迭する。一八八三年六月、フランス政府は駐日公使トリクー (Arthur Tricon) を全權特使として上海に派遣し、李鴻章と話し合わせたものの、協議は平行線をたどった。

交渉妥結の見通しが立たないことから、李鴻章は交渉を打ち切って、七月五日に上海から天津に戻る。その一方で、清仏交渉の打開を模索するため、すでに李鴻章は別途イギリス・ドイツ・ロシア・アメリカに周旋を打診していた。しかし、イギリス・ロシア・ドイツからは明確な回答を得られなかった。七月四日、李鴻章はアメリカ駐清公使ヤング (John Russell Young) と会談し、そこでアメリカへ仲裁 (arbitration) を要請することとなる。

このアメリカへの国際仲裁の要請について、先行研究は、李鴻章が自発的に申し出たとしてきた。^①しかし、李鴻章が国際仲裁を要請した七月四日の会談に関するヤングの報告には、次のようなくだりがある。

それから李鴻章閣下は、私が以前の会談で行った提言 (the suggestion I had made in a former conversation) を検討したと述べました。^②この提言は、清仏間の紛争について第三国に仲裁を要請する妥当性に関するものです。

つまり、この会談より前、ヤングは李鴻章に国際仲裁による紛争の解決を助言していたのである。また、会談の翌日に、李鴻章の要請について、ヤングはアメリカ国務長官フリーリングハイゼン(Frederick Theodore Frelinghuysen)に次のような電報を打っている。

長時間の会談がありました。李鴻章は、フランスとの平和に導くため、我が政府の周旋を要望しました。李鴻章は、「イギリス・ロシアが周旋を了承したけれども、特にアメリカにお願いしたい」と述べました。私は「アメリカは友好国としての助言ができるだけです」と述べ、中国がフランスにアラバマ号事件のような仲裁を提案するように提言しました。李鴻章はこれを了承しました。^③

アラバマ号事件とは、アメリカ南北戦争時にイギリスによって建造された南軍軍艦アラバマ号が北軍艦船に甚大な被害を与えたことに関連して、アメリカ合衆国政府がイギリスの国際法違反を指摘したもので、一八七一年より翌年にかけて行われた国際仲裁裁判により、アメリカ勝訴の形で解決した。先のヤングの電報からは、彼がアラバマ号事件を念頭に置いて国際仲裁を提言し、李鴻章がこれを受け入れてアメリカに国際仲裁を要請したという経緯を窺える。

すでに龍章氏が明らかにしているように、ヤングは休暇での上海滞在を利用して、清仏両当局者に積極的に働きかけを行っていた。トリクーは「全くもって仲介という行為に惚れ込んでい」と、ヤングを寸評している。^④ ヤングは、清仏間の和平を実現すべく、しきりにトリクーと接触していたと見られる。

彼はまた、世論の影響力も非常に重視している。時期は不明だが、ヤングは李鴻章に、「世界の世論」の影響力について、次のように解説している。

中国の真実かつ唯一の手段は平和、平和です。そして世界の世論に訴えることです(an appeal to the public opinion of the world)。

……もしも西洋諸国の世論が、中国が正しく、中国は虐げられ傷つけられている国である、フランスが誤ちを犯している、と感じるに至ったならば、西洋諸国の共感や敬意の念からフランスを疎外させる効果を生じます。世界の世論とは、賢い公人ならば等閑視しない力なのです。南北戦争の際、我々は絶えず世界の世論を喚起し続けました。ビスマルクもフランスとの戦争中にたびたび世界の世論に訴えました。どうして中国は、(戦争という)より厳しくより不確かな手段を用いる前に、(世論に訴えるという)この手段を使い切らないのでしょうか。^⑤

ヤングは、李鴻章に相当の時間を割き欧米における世論について講釈しており、その思い入れの程がよくわかる。^⑥龍章氏が述べているように、フランス政府を牽制するため、ヤングはニューヨークやパリの新聞社に清仏の紛争に関する情報を送っているが、これも上述のようなヤングの国際政治認識に基づいた行動と言えよう。^⑦

こうしたヤングの国際世論に対する見方は、国際仲裁に関する助言にもあらわれている。先述の通り、七月四日の会談で、ヤングはアラバマ号事件を意識して李鴻章を説得した。その際に彼は、次のように国際仲裁の利点を指摘している。

いずれにせよ、中国側が誠実な仲裁の提案を行い、フランスが十分な理由もなくこれを拒否すれば、人類の目には中国の言い分が勝ると映りましよう。^⑧

この助言には李鴻章も注目しており、李鴻章がアメリカへの要請を決断する材料になったようである。ヤングはフリーリーングハイゼンからの返電を李鴻章に伝える際にも、

中国は既に中立の友好国による公平な調停を望んだのですから、後日に戦争と和平成立のいずれに至っても、天下万国は必ず中国^(原文)

に理があると看做しましょう。^⑨

と国際世論の支持獲得という利点を解説した。李鴻章は総理衙門への書翰で、この言葉を捉えて、

思うにフランス政府は絶対に友好国の調停を望まないと推測されますが、この提案がなされることで、フランス人は自らの理屈が弱いとわかり、各国の公論を慮つて、^{（原文）}国際平和を破壊するような気ままな挑発を行わなくなるかもしれません。^⑩

と論じている。フランスによる国際仲裁の拒否は織り込み済みだが、それでも国際世論への配慮からフランスが軟化する可能性があると李鴻章は踏んだわけである。

結局のところ、アメリカ外交官たちの精力的な運動にも拘らず、フランスは第三国による国際仲裁を拒否した。それでもヤングは、清朝による仲裁の申し出そのものを非常に有意義な試みとして肯定的に評価した。一〇月八日、彼は以下のようにフリーリングハイゼンに報告している。

中国が友好国の政府とりわけアメリカ政府の仲介 (mediation) に委ねようとした事案は、世界中に宗主権 (suzerainty) の問題に関連すると認知されているものです。中国が帝国の特権に影響する問題を外国の裁定 (judgement) に委ねようとしたという事実は、国際礼讓 (international comity) に向かううえで新たなステップです。このことは、中国による近代文明の最も重要な諸原則の一つの受容であり、我が公使館はこれを中国の進歩を示す兆候と考えます。^⑪

この文章から、ヤングが、本来は当事者間の取り次ぎと要求の折衷を目的とした仲介を仲裁のような裁定に引きつけて解

積していたとわかる。また、フリーリングハイゼンのヤング宛電報には「仲裁や和解という意味での我々の周旋 (good offices in the sense of an arbitration or settlement)」といった表現も見られる。¹²⁾ さらに翌一八八四年にも、ヤングをはじめとするアメリカ外交官は清仏の和解を促すべく周旋や仲介をフランスに打診したが、おそらく意図的に周旋や仲介を仲裁と混同させており、フランスはこれに苛立っている。¹³⁾ これは、何としても国際仲裁を成立させたいという、アメリカ外交官の前のめりな姿勢を表していると言ってよい。フランス外交官は「アメリカは常に仲裁を提案してきた」と述べているが、¹⁴⁾ アメリカ外交官は、アラバマ号事件の前例ゆえに、国際仲裁という裁判形式の紛争解決に大きな期待を持っていたと考えられる。

周知のように、主権平等を原則とする近代国際社会は、当事国の同意なしに戦争事由の当否や国際法違反の是非について判断する法的権限を持つ者が存在しない。この状況下で当事国が国際法を用いて戦争の正当事由を議論すると、紛争が際限なく激化するという理由から、一八世紀の著名なスイス人国際法学者ヴァッテル (Emmerich de Vattel) などは、戦争の正当事由を棚上げする方がよいと主張した。¹⁵⁾ これは「無差別戦争観」とされ、最終的に第一次世界大戦まで主流を占めたとされる。しかしながら、恒久平和を志向した平和論も一八世紀以降に数多く提出された。一九世紀に入ると、会議外交や国際仲裁という戦争によらない紛争解決への期待が高まった。こうした趨勢は、やがて国際紛争の仲裁付託を義務化する運動へと進んでいく。一八七〇年代に入ると、万国国際法学会 (Institut de Droit International) などの学会が樹立されるが、これは国際紛争を国際法で裁定する国際仲裁の広がりを意識した動きである。また、一九世紀に入って平和維持や紛争解決の手段として注目されるようになったのが、世論 (public opinion) である。国際世論が、国家の上位に位置する法執行機関が存在しない国際社会における、国際法違反に対する抑止・制裁の手段として着目された。実際に、国際世論の影響力を前提とした外交政策も取られるようになる。¹⁶⁾ そして、こうした国際平和運動の潮流に国家レベルで最も積極性を見せたのが、アメリカ合衆国であった。

三牧聖子氏が明らかにしているように、ウィリアム・ラッドの『武力によらない国際紛争解決のための諸国家の議会に
関する覚書』（二八四〇年刊行）以来、アメリカの国際平和思想は国際世論を重視してきた。また、一八七一年のアラバマ
号事件に関する国際仲裁裁判の後は、国際仲裁も紛争の平和的解決手段として注目されるようになった。アラバマ号事件
をめぐる国際仲裁裁判当時のアメリカ大統領グラント（Ulysses S. Grant）は、「今後は巨大な常備軍に代わって、あらゆる
国家の承認を受けた国際法廷が国際紛争の解決を担うことになるだろう」と表明している。¹⁷

後述するように、「越南問題」に際して、ヤングのみならず、アメリカの駐仏公使館や駐北京公使館の外交官たちは、
国際仲裁の実現に向けて積極性を見せた。また、アメリカ人の宣教師・法律家で『万国公法』を監訳したことで知られる
北京同文館総教習マーティン（William Alexander Parsons Martin）なども、一八八四年にアメリカが働きかけた国際仲裁を
フランスが拒否した後、「フランスがアメリカの調処^{（原文）}を受け入れられないのは、まことに理がない」、「フランスの今般の行為
はまさしく強盗である」と述べ、清朝はフランスの要求を拒否すべきと助言している。¹⁸ 彼らも上述したアメリカの国際平
和思想の潮流に少なからず影響を受けていたと考えられる。

- ① Dennett, op. cit.: Hammersmith, op. cit.: Miller, op. cit.
- ② ADPP, vol. 5, Young to Frelinghuysen, No. 232, 16 August 1883.
- ③ USDS/DD, China, vol. 65, Young to Frelinghuysen, telegram, 5 July 1883. なお、李鴻章は英露が周旋を了承したと述べているが、これはアメリカ向けの方便であろう。いずれにせよ、少なくともイギリスはこの時点では周旋を了承していない。張志勇「一八八三—一八八五年英国対中法矛盾的斡旋（張俊義・陳紅民主編『近代中外關係史研究（第五輯）』社会科学文献出版社、二〇一五年）参照。
- ④ MAE/CPC, t. 62, Tricou a Chalmeil-Lacour, telegram, 19 juillet 1883.
- ⑤ ADPP, vol. 5, Young to Frelinghuysen, No. 230, 8 August 1883.
- ⑥ ヤングは、かつてジャーナリストであったうえ、アラバマ号事件当時のアメリカ大統領グラントと深い関係にあった。グラントが琉球問題で日清の仲介にあたった際にも、これに関与している（岡本隆司『中国の誕生』九二—九三頁。こうした経歴から、彼は国際世論の喚起や国際仲裁という外交手段に期待をかけていたと推測される。
- ⑦ 龍章『越南与中法戦争』一三四頁。『李文忠公全集』（文海出版社、一九六四年）訳署函稿卷一四「論法事暫難就議」光緒九年五月十七日。同電稿卷一「致會侯」光緒九年六月二十四日。
- ⑧ ADPP, vol. 5, Young to Frelinghuysen, No. 232, 16 August 1883.
- ⑨ 『李文忠公全集』訳署函稿卷一四「論各国調停法事並購器宜加考究」光緒九年六月十二日。この書翰で李鴻章は「調停」の語を用いて

いる。これは、注⑩の電報と突き合わせると、周旋 (good offices) に当たるのがわかるが、同じ電報にある仲裁 (arbitration) の語は訳出されていない。なお、当時清朝の外交当局者は国際仲裁に「公評」という漢語を当てていた。箱田恵子氏より、国際仲裁裁判を持ち出したヤングと、フランスとの交渉妥結を望む季鴻章は、清朝のアメリカに対する依頼内容について見解を異にしていた可能性もあるとの指摘を受けた。この時期は、漢語と欧米近代の用語との対応関係が確定していない部分も多く、現代日本語としての訳出が不用意となる可能性もある。以下、そのような箇所については、(原文)とルビを振る。

⑩ 『李文忠公全集』訳署函稿卷一四「述美国意欲調停法事」光緒九年六月二十五日。

⑪ ADPP, vol. 5, Young to Frelinghuysen, No. 268, 8 October 1883, フリーリングハイゼンは法曹界の出身で、ニュージャージー州司法長官を務めたこともある。「和解 (settlement)」も、裁判所の関与する民事訴訟上の和解を念頭に置いてくるのであろう。

⑫ ADPP, vol. 5, Frelinghuysen to Young, telegram, 12 July 1883, enclosure in Dispatch No. 232, Young to Frelinghuysen.

⑬ 元来、周旋 (good offices) は、当事国間の交渉の開始・進展を促すために第三国が口入れ・とりこぎをすることである。仲介 (mediation) は、紛争解決策を具体的に提案するものでより介入の度合いは強いものの、拘束力はない。これに対して、仲裁 (arbitration) は当事国の合意 (契約) に基づいて仲裁人 (国) を選定し、その紛争の裁定を委ねるもので、裁判の形式を取り、前の二者と大きく異なる。と

ころが、一八八三年および一八八四年のアメリカの提案では、三者が峻別されていない。実際に、フランス側はこの点を指摘している。例えば、フランス首相フェリは、一八八四年八月二十九日付文書で「これはもう周旋ではなく、厳密には、我々の原則的権利そのものを取り上げ、係争中の問題について最終的な裁定を第三国に委任するという、仲裁である」と書いており、言葉と内実の乖離を指摘している (LJT/CT, t. I, N° 66, Ferry à Sala, 29 août 1884)。このほか、フランス外務省政治局長ビヨも、同様な見解を記している (LJT/CT, t. I, N° 135, Billot à Waddington, 8 novembre 1884, Un Diplomate, *L'affaire du Tonkin : histoire diplomatique de l'établissement de notre protectorat sur l'Annam et de notre conflit avec la Chine*, 1882-1885, Paris: J. Hetzel et Cie, 1888, pp. 303-334)。

⑭ DDF, N° 434, Waddington à Ferry, telegram, très confidentiel, 21 novembre 1884.

⑮ 梅田徹「ヴァッテルの戦争論 (二)」『麗沢大学紀要』三九、一九八五年。

⑯ H・ニコルソン (斎藤真・深谷満雄訳) 『外交』東京大学出版会、六七―六八頁。F・H・ヒンズリー「権力と平和の模索―国際関係史の理論と現実」勁草書房、二〇一五年、一三七―一三六頁。三牧聖子『戦争違法化運動の時代―危機の二〇〇年』のアメリカ国際関係思想』名古屋大学出版会、二〇一四年、四〇―八二頁。

⑰ 三牧聖子『戦争違法化運動の時代』四〇―八二頁。

⑱ 『交渉史料』巻二一 (九九二) 附件一「総理衙門与丁睦良問答」光緒十年六月十九日。

第二章 八月一八日付「照会」

（一）アメリカ外交当局者の活動

清朝の国際仲裁提案は、アメリカ外交官の努力にも拘わらず、フランスの拒否にあつて実現しなかつた。^①ただ、先行研究には考慮していない点が存在する。すなわち、第三国の関与が当事国間の和解に負の影響を及ぼしうる点である。「越南問題」において、早くにその点を指摘した人物がいる。一八八二年二月に曾紀沢から干渉（Intervention）を打診されたイギリス外相グランヴィル（Granville George Leveson-Gower, 2nd Earl Granville）は、第三国の関与が諸刃の剣であること^②を指摘した。これは、パーマストン（Henry John Temple, 3rd Viscount Palmerston）政権末期に国際世論や国際会議による外交の失敗を目の当たりにしたグランヴィルらしい知見と言えよう。^③実際、龍章氏を取り上げているが、アメリカの周旋に、フランス政府当局者は感情をひどく害した。^④ただ、龍章氏もアメリカの関与がフランスの不興を買った理由については立ち入った考察をしていない。そこで本章では、アメリカの関与が清仏交渉に及ぼした負の影響について検証したいと考える。

まずは、アメリカの活動を具体的に追つてみよう。

七月初め、アメリカ国務長官フリーリントンハイゼンはアメリカ駐仏公使モートン（Levi Parsons Morton）に、清仏の紛争についてフランスにアラバマ号事件と同じような国際仲裁を打診するように訓電した。^⑤モートンが休暇中であつたため、代理公使ブルラツアー（Ed. J. Brulatour）が、フリーリントンハイゼンの訓電をフランス外相シャルメル・ラクール（Paul Armand Challengel-Lacour）に提示した。同月一七日、シャルメル・ラクールからブルラツアーへ返事が送られ、ブルラツアーはその内容について、以下のように本国へ打電している。

フランス政府はあなたの善意に感謝しています。フランス政府は、あなたの善意が中国との紛争の解決をもたらしたなら喜ぶことでしょうが、彼らは提案されている紛争処理の形式を受け入れる前に、解決すべき点があるかを正確に知りたがっています。中国はいまだこの点について何の情報も与えていません。フランスは、現在ベトナムで従事している軍事行動を続行する権利および条約がフランスに保証している利益を、問題とすることに同意しないでしよう。それゆえに外務大臣は、アメリカ合衆国が解決しようとする問題について正確に想定することができず、あなたがこの点について何らかの情報を与えることが可能かどうか尋ねています。^④

七月二三日には、休暇明けのアメリカ駐仏公使モートンが、シャルメル・ラクールと会談し、国際仲裁について話し合った。会談の席で、シャルメル・ラクールは「我々の知る限り、仲裁に付託すべき事柄はありません」と発言した。これに対して、モートンは「もしあなたがよろしいようなら、あなたが清仏紛争のいかなる本当の原因 (any real cause) も存じなく、あなたがこの点について明らかにしてほしいと望んでいる、とフリーリングハイゼン氏に知らせたいと思いません」と答えた。^⑦ 最終的に、シャルメル・ラクールは、

中国政府の主張がわかっているのなら、アメリカがかくも親切に申し出てくれた周旋をフランスが利用することも、おそらく可能でしょうが (if the pretensions of the Chinese government were known, perhaps it would be possible for France to avail herself of the good offices so kindly tendered by the United States).^⑧

と述べて会談を締めくくった。会談後、モートンはフリーリングハイゼン宛の文書で、

私はフランス政府がアメリカの申し出に感謝しており、一定の問題については、アメリカによる仲介（mediation）の受け入れに完全に消極的なのわけではないという感触を得て、シャルメル・ラクールのもとを後にしました。ただし、中国人たちの言い分において、どこに問題が存在し、それを解消するためには何が必要なのか、という点を説明する責任は、全面的に中国人にゆだねることにしました。^⑨

と書いている。モートンもブルラツァー同様、清朝による交渉条件の提示がなされれば、アメリカによる国際仲裁が成立する可能性があるかと踏んだと考えられる。

モートンは、清朝側の要求を「説明する責任」について「全面的に中国人にゆだねることにし」たとしているが、実のところ、アメリカ駐仏公使館は清朝駐仏公使館へ積極的に働きかけている。アメリカ駐仏代理公使ブルラツァーは、七月二八、二九、三〇、八月一、二、七、八、一日と頻繁に、清朝駐仏兼駐英公使曾紀沢と会談を重ねた。^⑩八月六日、曾紀沢は、

フランス政府は中国の意向を認知したうえでアメリカの調停（原文）を受け入れるか決定する、とのことで、アメリカ代理公使は何度も訊いてきました。^⑪

と、総理衙門に打電している。アメリカ駐仏公使館は、アメリカが清朝の要求をフランスに通達すれば、国際仲裁が成立する可能性があるかと見たとわかる。

曾紀沢は「総理衙門の訓令と偽り」、ブルラツァーにまず七つの条件を示している。その七条件は、以下のとおりである。

一、フランスはベトナムを滅ぼしてはならない。一八六二年および一八六七年に占領したコーチシナ六省以外に土地を占領してはならない。

二、最近占拠したトンキン各地から撤兵し、当地に領事を設置して通商港とすることを交渉する。

三、中国はホン河上流を各国の通商に開放し、屯鶴関を通商港とすることを許可する。

四、ベトナムが中国に属することは旧来通りで変更しない。

五、ホン河北岸近辺の鉾山については、ベトナムが貸し出すのでなければ、フランスが勝手に所有・開発してはならない。

六、(華人私兵集団) 黒旗軍による通商路の妨害については、適切に処置を講じるべきで、ことさら武力に頼ってはならない。

七、フランスとベトナムが新条約を締結する際には、中国に問い合わせる。¹²

実のところ、曾紀沢は李・ブーレ草案を土台とした交渉妥結の腹案を持っていた。¹³ 総理衙門も、曾紀沢への返電で、「撤兵はブーレ交渉の前例を鑑とせよ。ラオカイを通商地とすると劉永福の居場所がなくなる。雲南省を通商に開放することは、上意も輿論も了承しない」と伝えるにとどまっている。¹⁴ ここからも、七条件は、曾紀沢がブラツァアの要望を受けて独自に用意したものとわかる。

最終的に、曾紀沢は、鉾山開発に関わる「五」を除いて、残りの六か条を、フランス側に提示するようにアメリカ駐仏公使館に要請した。¹⁵ これを受けて八月七日、ブラツァアは、六か条をフリーリングハイゼンに打電する。フリーリングハイゼンは「この提案は、フランス植民地を除くベトナム領土の中立化ないし実質的な自治を了承することで、合意に達することを可能にする」ものと考えた。さっそく彼は電報で、シャルメル・ラクールに通知するよう、ブラツァアに訓令した。¹⁶ ところが一日、シャルメル・ラクールはブラツァアが持参した覚書の受理を拒否した。清朝の公使がフランスに在るのに、どうしてアメリカ代理公使が清朝の交渉条件の通知を代行するのか理解に苦しむ、というのがシャルメ

ル・ラクールの言い分であった。¹⁷そこでブルラツアーは、このシャルメル・ラクールの言葉を曾紀沢に伝えた。八月一日、曾紀沢があらためて六か条を記した照会（以下「照会」）をシャルメル・ラクールに渡し、これを「交渉のたたき台にする」ように要望した。

しかし、この「照会」の送付は、フランス外交当局者をひどく刺激した。シャルメル・ラクールはフランス首相フェリ宛の書翰で、

……ブルラツアー氏、このアメリカ駐仏代理公使は、経験に乏しく手順を顧みないが、いくらか狡知を持った人間です。私は、前に彼が命じられて我々に打診してきた周旋を断りましたが、その際に私が彼に示した丁重さに彼はつけ込んできたのです。¹⁸

と、ブルラツアーを非難している。八月一八日、シャルメル・ラクールはモートンと会談を持ち、曾紀沢から「けんか腰な交渉条件」を渡されたと不快感を述べ、アメリカの関与を固辞する意志を明確に伝えた。¹⁹モートンは、反論することで「無用な論争を引き起こすのは賢明ではないと思った」と書いているから、かなり険悪な雰囲気になっていたと見られる。²⁰さて、上述の一連の過程において、アメリカ駐仏公使館としては、すべてシャルメル・ラクールの言葉どおりことを運んだように見える。よって、単純にとれば、フランスの国際仲裁拒否は食言に見える。しかし、貴族社会の余薫漂うヨーロッパ外交の世界は、独特の言語体系によって運営されてきた。では、シャルメル・ラクールは外交辞令の裏にどのような意図を込めていたのであろうか。あらためてフランス外交当局者の視点に即して、一連の経過を見直してみよう。

（二） フランスの立場

七月初めにアメリカ駐仏公使館より仲裁の提案を受けたフランス外務省は、次のような返書の草案を用意した。

この提案が、以前に我々がベトナムと結んだ条約から生じた地位やホン河流域でベトナム人匪賊に対して行われている軍事活動を継続する権利を取り上げようとすることはできません。明白に仲裁 (arbitrage) に付託することのできぬこの二点のほかに、裁定 (judgement) に供する問題を我々が正確に想定することは困難ですし、中国が表明すべき要求や彼らの念頭にある条件について、いまなお中国は我々に何ら説明をしていません。²¹⁾

正式の返書では、外交辞令を駆使した文章に仕立てられているが、趣旨は変わらない。

提案された解決方法を採用するよりも前に、我がフランスに対象とされる争点を正確に定めさせる必要はないのでしょうか。さて、中国は今に至るまで、彼らが表明すべき要求や彼らが念頭に行っている条件について、我がフランスに何ら説明をしていません。だいいち、留保すべき点がいくつもあります。例を挙げますと、我がフランスは、以前に我々がベトナムと結んだ条約から生じた地位やホン河流域でベトナム人匪賊に対して行われている軍事活動を継続する権利を取り上げさせるわけにはいかないのです。²²⁾

シャルメル・ラクールは正式回答の要点を上海にいるフランス全権使節トリクイーに打電しているが、そこでも両次サイゴン条約の定める地位とベトナムでの軍事行動の権利を「まず明白に留保した」と述べられている。²³⁾

さらに七月一八日、シャルメル・ラクールはトリクイーから次のような返電を受け取っている。

実際のところ、第三国の介入がベトナムにおける我々の活動を妨害するのではないかと恐れます。また他方では、これが回避する
のが賢明と思われる宗主権の問題を清朝が提起するのを許し、我々と中国の紛争を複雑化させるのではないかと危惧します。²⁴⁾

清朝との紛争は、おおむね一八六二年の第一次サイゴン条約および一八七四年の第二次サイゴン条約の規定、もしくはベトナムでの自国の軍事行動に関わると言える。清朝の主張する宗主権も、第二次サイゴン条約がベトナムの独立を明記している以上、フランスがこれを国際仲裁の対象とする可能性はなかったと考えてよい。^⑤つまり、フランスが清仏間の問題について国際仲裁を受け入れる余地はほとんどなかったのである。七月二三日の会談において、シャルメル・ラクールは「我々の知る限り、仲裁に付すべき事柄はありません」と発言したが、フランスとしては、両次サイゴン条約の規定などフランスが譲れぬ諸条件を国際仲裁の対象とする意志がないと示唆したものと考えられる。また八月一日の会談で、シャルメル・ラクールはモートンに「私の考えでは、現実的な達成目標や対象がないので、申し出を受け入れることができなかった」と述べ、ブルツァーへの返書も「フランス政府は目下のところアメリカの周旋を有用と見ていない」との趣旨だったと解説している。^⑥

さて、七月二三日の会談でモートンが好感触を得たのは、シャルメル・ラクールの、「中国政府の主張がわかっているのなら、アメリカがかくも親切に申し出てくれた周旋をフランスが利用することも、おそらくは可能でしょうが」という言葉からであった。英語の仮定法過去すなわち反実仮想の言葉として訳出されていることから、おそらくシャルメル・ラクールはフランス語の条件法を用いて発言したのであろう。とすれば、この発言は、フランスが国際仲裁の提案を受諾する条件を提示したものと単純に解釈することはできない。

さらに、「照会」がシャルメル・ラクールの怒りを買ったのにも、理由がある。一八八〇年以來の交渉において、清仏は保護権や宗主権といった「原則問題」に触れない形での妥協を模索してきた。^⑦一八八二年末の李・ブーレ草案にしても、このような方針に沿って作成された。しかし、曾紀沢の示した六か条には「ベトナムが中国に属するという状態は旧來通りとして改変しない」という項目が含まれている。この項目は、ブルツァーのフリーリングハイゼン宛電報でも「中国・ベトナム間の臣属關係 (Relations of vassalage between Annam and China) を変更しない」と表現されている。^⑧さらに

「照会」も、漢文版では「ベトナムが中国の属邦であることについては、全面的に旧来通りとして改変しない（越南為中國属邦、其一切情形庶照旧不改）」とし、清朝駐仏公使館が用意したフランス語版も「ベトナムを中国に結びつける臣属関係（Les liens de vassalité qui unissent l'Annam à la Chine）は旧来のままとする」としている。^② フランス外務省は、八月一日に覚書の受理を拒否したが、その際に当該項目を「中国のベトナムに対する宗主権（La suzeraineté de la Chine sur l'Annam）」が承認されることと要約している。^③ フランス外務省政治局長ビヨ（Albert Bilio）も、曾紀沢の六条件について、

こうして中国は、トンキンからの撤兵、中国のベトナムに対する宗主権、ベトナムの政治的地位の不可侵、とどのつまりは我々の保護権の確立を中止することを求めた。^④

と自著の中で書いている。つまり、六か条の提示は、宗主権という「原則問題」を交渉妥結の条件として俎上に載せたわけ、従前の交渉の範疇から逸脱するものになった。シャルメル・ラクールはフェリ宛の書翰で次のように書いている。

（ベトナムでの軍事上の）決定的な成功がない限り、もはや中国といかなる合意に至ることもできないとお気づきでしょう。中国は、非常なかけ離れた条件から歩み寄ってこなければならぬようです。^⑤

結局のところ、六か条の提示は、フランス外交当局に清仏の主張の隔たりを印象づける結果になったわけである。

この結果に至らしたアメリカ外交官の短慮を岡目八目であげつらうことはたやすいが、米仏のすれ違いの本質は別のところにある。仲裁では、紛争当事者双方が意見陳述を行い、そのうえで仲裁者として選任された第三者が裁定ないし仲裁案を提示する。すなわち、裁定者を意識すれば、各当事者の原則と論拠を明確に主張する必要がある。しかしながら外

交は、双方の原則や利益、体面を損なわぬように問題を処理する交渉である。争点を明確化しなければ国際仲裁を実施できないが、争点が明確になると当事国間の妥協はより困難になる。つまり、仲裁と外交という二つの紛争処理方法が矛盾撞着を起こしたわけである。³³

結局、アメリカの努力は、双方の感情的な溝を深めただけに終わった。シャルメル・ラクールは、フェリ宛ての書翰の中で、曾紀沢を「信じられないほど厚かましい勇み足」をしたと詰つている。³⁴ 他方、清朝駐仏代理公使劉翰清も「落胆して」、

今回の事は相当に遺憾です。曾紀沢侯爵は提案をフランス外務省へ正式に通達しましたが、いまだ何の応答もありません。しかし、シャルメル・ラクール氏が曾侯爵の提案を拒否すると決断したならば、これは深刻な結果をもたらすことでしよう。なぜなら、中国はすでに最大限可能な譲歩をしており、平和のために自らの名誉と体面を犠牲にするわけにはいかないからです。³⁵

と、モートンに愚痴をこぼしている。

そして、八月二七日、シャルメル・ラクールは曾紀沢に、いくつかの項目の性質からフランスは「照会」を交渉のたたき台にすることはできない、と返答した。だが、ピヨが「八月一日に度外れた声明をした後で、中国がその声明の撤回に踏み出し、自発的に新たな提案を表明することは難しかった」と書いているように、³⁶ 清朝当局も正式に通告した条件を容易に撤回できなかった。こうして清仏の交渉は、フェリの言葉を借りれば、「六月より後退」してしまつたのである。³⁷

(三) イギリスによる周旋の挫折

上述のように、「照会」をめぐる清仏の交渉は困難を増した。それでも、このうち清仏には新たな交渉の機会が生ま

れた。八月二〇日、ベトナム阮朝の首都フエが陥落し、二五日にはフランス軍と阮朝の間で第一次フエ条約が結ばれた。この軍事的成功により、フランスに清朝と妥協する余裕や清朝の軟化への期待が生まれた。こうして九月五日、フランスはイギリスの周旋 (bon offices) を要請した。フランスとしては、李・ブーレ草案に沿ってフランス案を作成し、清朝がこれに同意するようにイギリスと共同で圧力をかける算段であった。^③

イギリス外相グランヴィルは、フランス駐英大使ワディントン (William Henry Waddington) から伝えられた、周旋の申し入れを快諾した。ただグランヴィルは、英仏二国で清朝にフランス案の受諾を迫ることにについては拒否し、そのうえでグランヴィル・ワディントン・曾紀沢の三者による協議を提案、清仏両国の意見のすり合わせを試みている。しかし、ここで障害となったのが、くだんの「照会」である。グランヴィルの提案に従うと、曾紀沢が「照会」に提示された六か条を提示できてしまうため、シャルメル・ラクールは難色を示した。^④そこでグランヴィルは、清朝側に新たな提案をするように促し、そのうえで九月一日に清朝駐英公使館参事官マカートニー (Sir Samuel Halliday Macartney) を私邸ウォルマー城に呼んだ。ワディントンはグランヴィルから伝え聞いた会談内容を、次のようにフェリへ報告している。

グランヴィル卿の質問に対して、マカートニー氏は交渉全般にわたる中国の見方について解説し、曾侯爵がどのようにして八月八日に我々へ送付した文書に盛り込まれた六か条を表明するに至ったのか説明しました。マカートニー氏は、曾侯爵は今も彼の条件への回答を待っていると付け加えました。まずもって彼は新提案をしませんでした。そのうえ彼は、フランス政府が李・ブーレ草案の回復を提案したと清朝駐仏公使館に伝えたこと、全てをフランスに与え中国には何も残さないこの草案をこれまで中国は受諾していないことを述べるにとどまりました。グランヴィル卿は、もしも中国が確実に敗北する戦争が始まってしまえば、中国政府がひどい責めを負うことになると感じさせようと説得につとめました。マカートニー氏は、敗北は不可避だろうと認めたものの、中国政府も曾侯爵同様に北京の主戦派の突き上げを受けており、西太后も主戦派につめ寄られている、と述べました。^⑤

実際に、清朝朝廷では、強硬論を主張する清議派の影響力が強まっていた。しかしながら、フランスの世論もまた強硬であった。九月一二日、シャルメル・ラクールは、

こうグランヴィル卿に述べたまえ。最も穏当な言葉を用いつつ曾侯爵の交渉条件を議論しないと表明したものの、それでも我々はそれらの条件がまるで我々に対する攻撃であると極めて強く感じてゐるし、それら条件が知れわたると世論の激高を招かずにはいられない、と。⁴³

と、ワディントンに打電している。そして、九月一四日、シャルメル・ラクールは、グランヴィルの立ち会いでワディントンが曾紀沢と交渉するというやり方は、全ての関係者にとって「煩わしい」、「結局のところ曾侯爵に話をするのは、全ての新聞に対して話すのとかわりない」などとして、イギリスによる周旋を打ち切った。⁴⁴そして一七日、彼は曾紀沢に、ベトナム北部における中立地帯設立を骨子とする覚書を送付した。⁴⁵

他方、フランスが二国間交渉に切りかえた後も、イギリスはロンドンと北京で清朝に周旋の意志を伝え続けた。⁴⁶だが総理衙門は、清朝が交渉条件を緩和したなら周旋にあたるとするイギリスの申し出を断つた。⁴⁷パリでは、シャルメル・ラクールの病気休職のため外相を代理した首相フェリが、曾紀沢との会談を重ねた。しかし、目立った成果は挙げられなかった。⁴⁸一〇月一日、曾紀沢はフェリに文書を送り、

貴国が中国の条件を交渉のたたき台にできないとしたのは、もとより残念です。しかし、中国がトンキンの交渉に真剣であるところを確認いただいたことは、まだ喜ばしく思います。中国としては貴国と平和裏に交渉を行いたいと願いますが、閣下が提起された諸条件は、中国もたたき台とすることができません。⁴⁹

と伝えている。上海・天津における李鴻章（および候選道馬建忠）とトリクローの交渉もやはり平行線をたどり、清仏交渉は手詰まり状態となった。

- ① Dennett, op. cit.; Hammersmith, op. cit.; Miller, *op. cit.*
- ② FOI17/394, Granville to Grosvenor, No. 169^A, 4 December 1882
- ③ 君塚直隆『バクス・ブリタニカのイギリス外交―バーマストンと会議外交の時代』有斐閣、二〇〇六年、二三五―二六一頁。
- ④ 龍章『越南与中法戦争』一七四―一七五頁。
- ⑤ USDS/DI, France, Freilinghysen to Morton, telegram, 11 July 1883.
- ⑥ USDS/DD, France, vol. 87, Brulatour to Freilinghysen, telegram, Appendix to No. 372, 17 July 1883.
- ⑦ ADPP, vol. 5, Morton to Freilinghysen, unnumbered, 24 July 1883.
- ⑧ *Ibid.*
- ⑨ *Ibid.* なおモートンの報告に引用されている彼とシャルメル・ラケールの会話を見る限り、仲介の語は使用されていない。そのため、(c)でモートンが仲介の語を用いている理由もはっきりしない。
- ⑩ 『曾憲敏公手写日記』(台湾学生書局、一九六五年)光緒九年七月二十五日、二十六日、二十七日、二十九日、三十日、八月初七日、初八日、初九日の各条。
- ⑪ 『中美関係史料』光緒朝二(中央研究院近代史研究所、一九八八年)・一二七番「総署收出使英法俄大臣會紀沢」光緒九年七月初四日(收)。
- ⑫ 『中美関係史料』光緒朝二・一二七番「総署收出使英法俄大臣會紀沢」光緒九年七月初四日(收)。
- ⑬ 『中美関係史料』光緒朝二・一二三番「北洋大臣李鴻章收出使英法俄大臣會紀沢」光緒九年六月二十五日(收)。
- ⑭ 『翁日記』第三冊、癸未七月十一日の条。
- ⑮ 『中美関係史料』光緒朝二・一二八番「総署收出使英法俄大臣會紀沢」光緒九年七月初五日(收)。
- ⑯ ADPP, vol. 5, Freilinghysen to Brulatour, telegram, 11 August 1883 (received).
- ⑰ DDF, t. 5, N° 72, Note de Département 11 août 1883.
- ⑱ DDF, t. 5, N° 80, Chalmel-Lacour à Ferry, lettre privée, 19 août 1883.
- ⑲ ADPP, vol. 5, Morton to Freilinghysen, No. 397, 22 August 1883.
- ⑳ *Ibid.*
- ㉑ MAE/CPE, t. 159, Chalmel-Lacour à Brulatour, juillet 1883 (r'a pas servi).
- ㉒ MAE/CPE, t. 159, Chalmel-Lacour à Brulatour, 16 juillet 1883.
- ㉓ MAE/CPC, t. 62, Chalmel-Lacour à Tricon, telegram, 17 juillet 1883.
- ㉔ DDF, t. 5, N° 65, Tricon à Chalmel-Lacour, telegram, 18 juillet 1883.
- ㉕ 第二次サイゴン条約第二条は「ベトナム阮朝皇帝の「あらゆる外国に対する独立」を定めよ」と(JIT/AT, t.1, N° 1, Traité politique conclu entre la France et l'Annam, le 15 mars 1874)。
- ㉖ ADPP, vol. 5, Morton to Freilinghysen, No. 397, 22 August 1883.
- ㉗ 岡本隆司『中国の誕生』二二八―二四五頁。
- ㉘ ADPP, vol. 5, No. 8, Brulatour to Freilinghysen, 7 August 1883.
- ㉙ 『交涉檔』第三冊(三二〇)「照錄致法外部照会」光緒九年七月

十六日、曾紀沢より総理衙門宛函附件。LJT/AT, t. 2, N° 245, Tseng a Chalmel-Lacour, 18 août 1883.

③① DDF, t. 5, N° 72, Note de Département, 11 août 1883.

③② Un Diplomate, *op. cit.*, p. 7.

③③ DDF, t. 5, N° 72, Note de Département, 11 août 1883.

③④ 二〇世紀のイギリス外交官ニコルソン (Sir Harold George Nicolson) が、「外交官の中でも最悪の部類は宣教師、狂信家そして法律家であり、最善なのは道理をわきまえた、人情味ある懐疑家である」と述べているのは有名である (ニコルソン『外交』四三頁)。坂野正高氏も「法律家が活躍する舞台は、合法と非合法、あるいは正と邪を分かつ法廷である。法廷というものは、強制力としての、警察力と刑務所を背後にともなつたものである。また法律家は、問題を解決する場合に、あらゆる予想しうる場合を詳細に規定した協定によらうとする。きちつとした方式を積み重ねた完全に秩序だつた体系の中に当てはめようとする傾向がある。ところが、国際政治の舞台はこれと違う。国際法は外交の世界の一部をカバーするだけである。かつ、ほとんど強制力がない。常設国際司法裁判所で取り上げられる紛争は、外交官の扱う紛争のほんの一部にすぎない。つまり外交官は正邪の間を調整するものではなくて、対立する利害関係を調整するものである」と法律家と外交官の差異を解説している (坂野正高『現代外交の分析―情報・政策決定・外交交渉』東京大学出版会、一九七一年、二二―二頁)。逆に、国際法学者の立場からは、「国家は常に交渉を準備すべきであるという考えは、あらゆる合意の条件は、各当事者の立場の本来の理非を一般的に反映するのではなくして、彼等の相対的権力を反映するのである、という事実を無視してゐる」とされる。たとえば、何等正当化されざる主張を有する国家は、優越した権力の行使によつて、自国に有利な交渉による解決を達成しうるであらう。」とどう、

外交への評価がある (J・G・メルリス著、長谷川正国訳『国際紛争の平和的解決』敬文堂、一九八七年、一九―二〇頁)。

③⑤ DDF, t. 5, N° 80, Chalmel-Lacour à Ferry, lettre privée, 19 août 1883.

③⑥ ADPP, vol. 5, Morton to Prelimghusen, No. 397, 22 August 1883.

③⑦ Un Diplomate, *op. cit.*, p. 89.

③⑧ LJT/AT, t. 2, N° 265, Entretien de Ferry avec Tseng, 26 septembre 1883.

③⑨ シヤルメル・ラタールは、「協和帝の全面降伏によつて清朝に融和的態度で臨む」ことがあつたらう趣旨の電報をトリクーに送つてゐる (MAE/CPCC, t. 10, Chalmel-Lacour à Tricou, télégram, 31 août 1883)。

③⑩ DDF, t. 5, N° 89, Chalmel-Lacour à Waddington, 5 septembre 1883.

③⑪ DDF, t. 5, N° 91, Waddington à Chalmel-Lacour, 13 septembre 1883.

③⑫ DDF, t. 5, N° 95 note(1), Chalmel-Lacour à Waddington, télégram, 10 septembre 1883.

③⑬ DDF, t. 5, N° 101, Waddington à Chalmel-Lacour, 13 septembre 1883.

③⑭ DDF, t. 5, N° 98, Chalmel-Lacour à Waddington, télégram, 12 septembre 1883.

③⑮ DDF, t. 5, N° 102, Chalmel-Lacour à Waddington, télégram, 14 septembre 1883.

③⑯ LJT/AT, t. 2, N° 261, Memorandum, 15 septembre 1883 (remis à Tseng, 17 septembre 1883).

③⑰ DDF, t. 5, N° 101, Waddington à Chalmel-Lacour, Lettre particu-

libre, 23 septembre 1883 『翁日記』第二十二冊、癸未八月二十一日。

④7 FOI17/924, Parkes to Granville, No. 17, 29 September 1883, 張志勇

「一八八三—一八八五年英国対中法矛盾的斡旋」も参照。

④8 なお、清朝側の史料では、九月二十六日のフェリと曾紀沢の会談にお

いても「照会」に関連したやりとりがなされている（『交渉檣』第三

冊（六五一）光緒九年八月二十六日の会談記録、曾紀沢より総理衙門

宛函に添付）。ところが、フランス側の会談記録では、そのような発

言は確認できない。これは、岡本氏が指摘するように「清朝との協議

に話をもつていきやすい」ようにするためのフランスの「作為」であ

ろう（岡本隆司『中国の誕生』一五三頁）。

④9 『交渉檣』第三冊（六五一）「照録覆法外部文」光緒九年九月初一

日、曾紀沢より総理衙門宛函に添付。

第三章 十一月一日の同文通牒

一八八三年九月より一月にかけて、清朝朝廷はフランスに対して頑なな姿勢を崩さなかった。しかしながら、イーストマン氏がいみじくも指摘しているように、それは清朝朝廷の決意や覚悟を表しているものではない。^① 清朝海関総稅務司ハート(Sir Robert Hart)は「都ではニコバーの方針がはびこっており」、「官僚たちは「そのうち何とかなるさ」の方を好んでいる」と書いている。^② 「ニコバー」は、デイケンスの小説『デイヴィッド・コパーフィールド』に出てくる楽天家で、ハートは現実から遊離した清朝朝廷の雰囲気を揶揄したのであろう。威勢よく見える清議派人士も、例外ではなかった。当時朝廷の若手官員であった何剛徳は、清議派が見通しの甘さゆえに大言壮語し、のちに戦争が現実となって仰天している様を目の当たりにしたと後年回顧している。^③ つまり、清議派が強硬論をぶつのも、実際に戦争となる可能性を過小評価していたことによるとわかる。坂野正高氏・武内房司氏が指摘しているように、実のところ、清議派の領袖たる軍機大臣兼総理衙門大臣兼吏部尚書李鴻藻と軍機大臣兼工部尚書翁同龢も戦争の回避を望んでいた。^④

清朝朝廷がこのような状況にあった一〇月一九日、李鴻藻や翁同龢は、フランス軍が清朝軍の駐留地に侵攻した場合、清朝軍は武力で対抗するという趣旨の同文通牒(circular note)―各国へ一斉に送られる同一内容の通牒（ただし漢語では^(原文)照会と表現され他の文書と名称上の区別はなされていない）―の送付を発案した。^⑤ 恭親王は同文通牒送付に消極的な姿勢を見

せたが、李鴻藻・翁同龢は二三日に李鴻章へ書翰を出し、本件について意見を求めた。^⑥この書翰は残っていないが、二六日の李鴻章の返書から、李鴻藻・翁同龢が挙げた同文通牒送付の目的を窺うことができる。同文通牒送付について、李鴻藻・翁同龢は、(一) 各国に向けて清朝軍の活動を通知しなければ現地軍の行動が制約されてしまう、(二) 同文通牒送付によって第三国の「従旁調停」を期待できる、という二つの理由を挙げていた。^⑦

しかし、すでに対仏妥協の姿勢を鮮明にしていた李鴻章は返書で、同文通牒の送付に反対の立場を示した。加えてハートも、同文通牒の件を聞き、「戦争が差し迫っている (war imminent)」と見做し、実行を思いとどまらせようとした。^⑧ハートは、諫止に失敗した後、清朝海関ロンドン事務所税務司キャンベル (James Duncan Campbell) へ「今や、我が中国は戦争するのは確実とみなした方が正しいと思う」と書いている。^⑨李鴻章・ハートは、同文通牒送付をフランスとの戦争を決定的にする危険な行為と見たわけである。

だが、諸外国への文書送付を有効と考えたのは李鴻藻・翁同龢だけではない。同文通牒発案の直後、一〇月二〇日には広西巡撫倪文蔚の奏摺が、一〇月二二日には広西布政使徐延旭の奏摺が朝廷に届いたが、これらの奏摺は各国に通知を出すように求めている。まず、倪文蔚の奏摺は次のように論じている。

愚見を申し上げますに、朝鮮を援護した事例を援用し、フランス公使に照会を出し、あわせて各国公使に布告し、^(原文)属藩の名義をただしたうえで、じっくりと和平協定を交渉してはいかがかと思えます。フランスが妥協に応じるようであれば、あるいは若干の酌量を加えつつブーレの旧草案によるというのであれば、朝廷の小をいつくしみ辺境を安んじるといふ思いはともに最後まで全うされましよう。^⑩

他方、徐延旭の奏摺は、総理衙門による各国への「布告」を求めているものの、目的は書かれていない。ただ、その対仏

政策論は「私は時局全体を総合的に考慮して、寢食の際も心穏やかではいられません。まことにフランスはまだ我々に對して戦端を開いていませんので、どうして軽々しく戦争のことを語れましようや」と要領を得ないので、開戦の決意を各国に通知するものではないとわかる。^⑪とすれば、やはり国際世論の圧力による交渉の進展を期待していたものと見てよい。そして、同文通牒送付は、欧米人の助言に基づいたものでもあった。李鴻章の返書には、以下のようなくだりがある。

かつてアメリカ・イギリス両国は從旁調停を承諾したものの、曾紀沢の提案が（フランスの条件と）かけ離れていたために、手を引きました。今諸事情を各国に照会したところで傍觀するだけです。タッテンバッハとホルコムはいずれも書記官です。小物で言葉も軽く、もしかすると人の災難から利益を引き出そうと考えているのかもしれない、彼らの助言に従う必要はないでしょう。^⑫

ホルコム（Chester Holcombe）はアメリカ駐清公使館一等書記官、タッテンバッハ（Christian von Tattenbach）はドイツ駐清代理公使である。管見のかぎり、李鴻章の返書のほかに、この時の彼らの助言について内容を窺える史料はない。^⑬しかしながら、ホルコムは一八八三年末に清仏が開戦したのちも総理衙門に助言を与え続けており、そこから彼の国際政治認識を窺うことができる。

まず、一八八四年五月三日のホルコムと総理衙門の会談記録に、次のような問答を確認できる。

⑮ ……私の考えでは、つまるところ局外の大国に調停を求めるのが妥当だと思えます。
（原文）

⑯ 調停は当事国双方が第三国に要請を行う必要があります。
（原文）

⑰ もし中国が各国にこの一大事案を付託したなら、フランスは応じずにはいられません。フランスが応じないならば、各国がフランスに応諾を迫るはずで、……。^⑭

結局、五月一日に李鴻章とフランス海軍中佐フルニエ (François Ernest Fournier) との間で李・フルニエ協定が結ばれ、この時に清朝が第三国の周旋を要請することはなかった。しかし、撤兵問題がこじれて六月に現地で武力衝突が起こったことから、李・フルニエ協定は破綻した¹⁵⁾。そのため、七月に入って清朝はアメリカに国際仲裁を要請し、ホルコムは積極的に関与した。一八八四年七月二十九日の会談で、ホルコムと総理衙門は、次のようなやり取りをしている。

総 ……もしもフランス大統領が^(原文) 評論を受け入れなかったならどうするのか。

ホ おおむね受け入れざるを得ません。もしも受け入れなければ、各国は、^(原文) 中国が第三者の評論を要請したということで、清朝に理があり、フランスは^(原文) 評論を受け入れなかったので、明らかに理にもとるとわかります。……¹⁶⁾

しかし、やはりフランスは国際仲裁を拒否し続けた。そこでホルコムは、「フランスは自らが理にもとるとわかっているので、とりつぎ人の説得に耳を貸さない」と各国に声明する同文通牒を清朝のために起草した¹⁷⁾。この同文通牒について、八月一日にホルコムは総理衙門と次のような会話をしている。

ホ ベトナムが中国の属国であること、フランスがこれまでしてきたこと、フランスがどのような条約違反をし、中国がいかなる条約違反もしていないことを詳細にはつきりと各国に^(原文) 照会して承知させるべきです。…

総 フランスが^(原文) 調処を求めぬ以上、各国に^(原文) 照会を出しても効果はないだろう。

ホ 各国に^(原文) 照会を出すのは、中国にとっても有利に働きます、やらないわけにはまいりません。¹⁸⁾

これら一八八四年の諸事例から、ホルコムが国際仲裁や列国の一致した圧力、国際世論の喚起による紛争解決を高く評価

していたとわかる。とすれば、一八八三年一〇月にも、ホルコムは同様の認識に立った助言を李鴻藻らに行っていたと見てよい。

もとより、ホルコムはそれまでにアメリカ駐清代理公使を何度もつとめた人物で、「小物」扱いするのは当を欠くが、それだけ李鴻章が危機感を持っていたことだろう。ホルコムの助言は清議派を勢いづかせるもので、交渉妥結を目指す李鴻章にとっては不都合なものだったわけである。

そして、一〇月三〇日に西太后によって同文通牒の送付が裁可され、翌月一六日、各国駐清公使に同文通牒が送付される。¹⁹ 同文通牒送付の前日、フランス駐清代理公使スマレ (Marie Joseph Claude Edouard Robert, comte de Semalle) との会談で、李鴻藻をはじめ総理衙門大臣は「和解の精神」をもって同文通牒を用意したと述べている。スマレも、同文通牒の目的は、戦争の挑発ではなく、「ヨーロッパ世論」の喚起によるフランスの軍事行動の阻止にあると見ている。²⁰ また、スマレによれば、北京駐在の各国の公使・代理公使も、総理衙門が「紛争の平和的解決に到達したいという強い意志」を持っているとの認識を共有していたという。²¹ 同文通牒は、清朝の言い分と論拠を列挙したうえで、

そもそも中国が二〇〇年あまり冊封と朝貢をとり行い、たびたび保護を行ってきた国を中国の属国と認めないならば曲直是非は明瞭で、天下の各国も(原文)公論を抱かれるはずである。およそ属国を保有する国ならば、こんな侮りを受け入れることはできない。中国側は国家間の友好に熱意を持っているので、もしフランスが親善を深めようと願ひ、互いに平和裏に交渉するのなら、まだ和解は可能である。もし名義を顧みず、ただちに計画を実行し、トンキンにおける我が軍の駐留地に侵攻したならば、これはフランスから戦端を開く行為であり、我がベトナム駐留軍は座視することはできないので、必ず武力を行使する。これによって和平が損なわれても、悔いることはない。²²

と結んでいる。この文章から見ても、李鴻藻・翁同龢は不条理を覚える譲歩も冒險となる戦争も回避したいという願望を持って、国際世論の圧力あるいは第三国の仲裁もしくは仲介、周旋による清仏和平交渉妥結の可能性に賭けたと見てよい。二二月に清朝駐英公使館書記官マカートニーはイギリス外相グランヴィルに、

もし列国が、（戦争に訴える前に第三国の仲介に付すことをとりきめたクリミア戦争後の）一八五六年のパリ会議の原則にのっとりて行動し、共同でフランスに働きかけ、友好的な紛争解決に向けて周旋の受け入れをかゝるに促してくれたならば、中国は平和への関心から大きな譲歩をし、合理的な範囲において、本気で列国の意見を受け入れる心づもりであります。²⁴

と清朝の立場を説明しているから、列国が共同でフランスに和平案の受諾を迫ると想定されていたようである。

では、同文通牒は実際にどのような効果があったのだろうか。

フランス外務省政治局長ビヨは、同文通牒をめぐって「人びとが非常に騒いだ」と書いている。²⁵ また同文通牒送付の二日後には、イギリス外相グランヴィルがフランス駐英大使ワディントンへ「不偏不党の立場にあるヨーロッパの一国もしくはアメリカ合衆国の仲裁」を提案している。よって、同文通牒が国際世論に影響を与えたことは確かである。しかしながら、国際世論に軍事行動を阻止する力はなく、フランスはイギリスの国際仲裁提案も受け入れなかった。

ベルリンでは、清朝駐独公使李鳳苞が同文通牒の趣旨をドイツ外相ハッツフェルト (Paul von Hatzfeldt) に伝え、ドイツによる周旋の可能性を探ったが即座に拒否される。²⁷ 会談後、李鳳苞は総理衙門へ、フランスの条件による即時の合意、それも不可能ならばベトナムからの即時撤退を進言した。そして、「また各国の内心は、実のところ成り行きを見守るつもりで、^(原文)公論を持つとは限りません」と、本国の願望をきっぱりと否定している。²⁸ 清朝駐仏兼駐英公使曾紀沢もドイツ駐仏大使を通してドイツに周旋を要望したが、ドイツ首相ビスマルク (Otto von Bismarck) はこれを拒否した。²⁹

ワシントンでは、清朝駐米公使鄭藻如が、訓電にしたがい同文通牒の内容をアメリカ政府に通知した。しかし、彼はそれを報告する文書で、

フランス人は自らが理にもとるとわかっているのに、他国の干渉をとでも忌避しています。将来アメリカ政府に和解を要請したとしても、フランスの依頼も必要になりまして、双方がアメリカ公使に介入を要請しないことには、効果はありません。もしも中国一方のみが第三者に要請するのでは、各国の慣例にないこととなり、要請してもしなかったのと同じことになるのです。³⁰⁾

という曾紀沢の文章を引用している。鄭藻如もまた、アメリカの関与に対仏交渉の打開を期待できないと考えていたのである。このほか、イタリヤ・オランダ・オーストリア・ハンガリーの各政府にも清朝在外公館経由で同文通牒の趣旨が伝えられたが、芳しい反応はなかった。³¹⁾

他方、その意図がどうあれ、同文通牒は「最後通牒の性格」を持つと解釈できた。³²⁾ 一月一日、スマレはフェリに、清朝は「驕り」と「無知」、「南方よりの楽観的奏摺」によつて「判断を誤っている」とし、次のように武力行使を促している。

繰り返しになりますが、この状況では、あらゆる交渉の試みは当然ながら失敗すると思われれます。しかし、時間は切迫しています。もう行動すべき決定的な時となつております。それに、中国はトンキンで我々の前に立ちはだかる、と非常にはつきり声明されたのですから、我々は素直に戦いを受けて立つべきでしょう。³³⁾

また、フランスの軟化を期待した分、清朝の讓歩案提示は遅くなつてゐる。一月二〇日によろやく、宗主权など「原

則問題」を棚上げした「新たな譲歩案」が、曾紀沢からイギリス外相グランヴィルを通じてフランス駐英大使ワディントンに提示された。³⁴しかし、一三日にはフランス軍がソントタイに駐留していた清朝軍を攻撃する。すでに李鴻章が沿海諸省の総督・巡撫もフランス艦隊の来襲に備え防備を固め始めていたが、「主和論者」たる翁同龢だけは最後まで交渉による妥結の可能性を信じていた。³⁵翌年三月、清朝軍はバクニンで大敗を喫し、四月に李鴻章が和平交渉を一任された。交渉相手となったフランス海軍中佐フルニエとの会談で、李鴻章は「朝廷の執政者は各国のいい加減な話に乗って戦争になった（北京執政誤聴各国浮言失和）」と語っている。³⁶これは、同文通牒の一件を指していると考えてよいであろう。

- ① Loyd E. Eastman, *Throne and Mandarins: China's Search for a Policy during the Sino-French Controversy, 1880-1885*, Cambridge Mass.: Harvard University Press 1967, pp. 96-97.
- ② ACIM, vol. 1, No. 1122, Hart to Campbell 24 October 1883, 李鴻章も北京朝廷は「現実離れしづる」とトリクターに述べたという (MAE/CPC 63, Annexe à no numero (Fournier à Payron, 6 décembre 1883), Retour à Tientsin, Deuxième visite de Tricon à Li-hong-Chang).
- ③ 何剛徳『客座偶談』（上海古籍書店、一九八三年）巻一、葉一一—一二。
- ④ 坂野正高『近代中国政治外交史』東京大学出版会、一九七三年、三五六頁。歴史学研究会編『世界史史料』九、岩波書店、二〇〇八年、八二頁、武内房司氏の解説。
- ⑤ 『翁日記』第二冊、癸未九月十九日の条。
- ⑥ 『翁日記』第二冊、癸未九月二十三日の条。
- ⑦ 『李文忠公全集』訳署函稿一五「論越事」光緒九年九月二十六日。
- ⑧ ACIM, vol. 1, No. 1130, Hart to Campbell 13 November 1883, ACIM, vol. 1, No. 1155, Hart to Campbell 13 January 1884.
- ⑨ ACIM, vol. 1, No. 1133, Hart to Campbell 18 November 1883.
- ⑩ 『交渉史料』巻七（二二五）「広西巡撫倪文蔚奏探越南防務愈棘請先正屬藩之名摺」光緒九年九月初五日。
- ⑪ 『交渉史料』巻七（二二七）「広西布政使徐延旭奏報法兵仍向劉團尋釁粵軍駐守如常摺」光緒九年九月初一日。
- ⑫ 『李文忠公全集』訳署函稿一五「論越事」光緒九年九月二十六日。
- ⑬ アメリカ駐清公使ヤングは一八八三年二月二四日付文書で清仏交渉に関する報告をしているが、ホルコムは活動について言及はない (USDS/DD, China, vol. 67, Young to Frelinghuysen, No. 308, 24 December 1883)。なお、タチンバッハの言動は「フランスの「対独復讐」を避けるためフランスの極東進出を歓迎していたドイツの外交方針に即して理解した方がよいだろう。」
- ⑭ 『晚清外交会晤并外務密啓檔案匯編』（全国図書館文献縮微複製中心、二〇〇八年）第四冊、ホルコムと吳廷芬・陳蘭彬の会談記録、光緒十四年四月初九日。
- ⑮ 望月直人「清仏戦争への道程—李・フルニエ協定とバクレ事件をめぐって」『東洋史苑』七六、二〇一〇年。
- ⑯ 『交渉史料』巻二〇（八七三）「総理衙門与何天爵問答節略」光緒

十年六月初九日。

⑮ 『交渉史料』巻二（九九） 附件一「総理衙門与何天爵問答」光緒十年六月十八日。

⑯ 『交渉史料』巻二（一〇二八）「総理衙門与美国何天爵問答節略」光緒十年六月二十一日。

⑰ 『翁日記』第三冊、癸未九月三十日の条、同癸未一〇月十六日の条。『交渉史料』巻七（二二五）「軍機処密寄署直隸總督李鴻章等上諭」光緒九年九月二十日。

⑱ MAE/CPC, t. 63, Procès-verbal de l'Entrevue, 15 novembre 1883, annexe I à Dépeche n° 7, Senalle à Ferry, Marie Joseph Claude Édouard Robert comte de Senalle, *Quatre ans à Pékin, août 1880-août 1884*, Paris: Gabriel Ehrant, 1933, p. 164.

⑲ MAE/CPC, t. 63, Senalle à Ferry, n° 7, 19 novembre 1883.

⑳ MAE/CPC, t. 63, Senalle à Ferry, n° 8, 1 décembre 1883.

㉑ 『中美往來照会集（一八四六一—一九三二）』（広西師範大学出版社、二〇〇九年）六、二四七頁、総理衙門からアメリカ駐清公使ヤング宛照会、光緒九年十月十七日。

㉒ FOI7/943, Memorandum by Poncefote, 20 December 1883.

㉓ Un Diplome, *op. cit.*, p. 89.

㉔ DDF, t. 5, N° 139, Granville à Waddington, Lettre particulière et confidentielle, 18 novembre 1883.

㉕ 『交渉檔』第三冊（七二〇）李鳳苞から総理衙門宛、光緒九年十一月二十六日（收）。

⑳ 『交渉檔』第三冊（七二〇）李鳳苞から総理衙門宛、光緒九年十二月二十六日（收）。

㉑ DDF, t. 5, N° 164, Courcel à Ferry, telegram, 13 décembre 1883.

㉒ 『交渉檔』第三冊（七三三）鄭藻如から総理衙門、光緒十年正月二十日（收）。

㉓ 『交渉檔』第三冊（七三〇）李鳳苞から総理衙門宛、光緒十年正月十二日（收）。

㉔ MAE/CPC, t. 63, Senalle à Ferry, n° 7, 19 novembre 1883.

㉕ MAE/CPC, t. 63, Senalle à Ferry, n° 8, 1 décembre 1883.

㉖ DDF, t. 5, N° 155, Waddington à Ferry, telegram, 10 décembre 1883.

㉗ 『翁日記』第三冊、癸未十一月二十六日の条。なお、「主和論者」は坂野正高氏の表現である（坂野正高『近代中国政治外交史』、三五六頁）。

㉘ 『翁日記』第三冊、甲申四月十六日の条。ただ『交渉史料』および『清季外交史料』に採録された会談記録には、この語が見えない。両史料とも朝廷に保存された檔案をもとにしていることから、清朝朝廷の機微に触れるため、朝廷内での謄写の際に削除されたという推測が成り立つ（『交渉史料』巻一五（五二二） 附件一「李鴻章与法国福祿諾面談節略」。『清季外交史料』（王彥威・王亮輯、文海出版社、一九六三年）巻四〇「直督李鴻章致総署法国提出簡明條款函」 附件一「光緒十年四月十二日法国福祿諾來署面談節略」）。

結 論

以上、一八八三年の「越南問題」におけるアメリカ外交官の活動とその影響について検討してきた。そこから、以下のような事実が明らかになった。

一八八三年七月初めの李鴻章によるアメリカへの仲裁依頼は、国際世論と国際仲裁を結びつけたアメリカ駐清公使ヤングの助言に基づいたものであった。また、八月一日に清朝駐仏兼駐英公使曾紀沢がフランスに送った「照会」は、国際仲裁実現のため争点の明確化を図るアメリカ駐仏公使館の要望に応じたものであった。さらに、国際世論を喚起し第三国による国際仲裁や仲介、周旋を呼び込むために一八八三年一月に清朝が各国に送った同文通牒も、やはりアメリカ駐清公使館員ホルコム（H. C. H.）の助言に依拠していた。ヤングやホルコムは、国際政治における「世界の世論」と国際仲裁の役割を高く評価していた。ヤングやホルコム（H. C. H.）の助言は、こうした平和思想の潮流と非常に親和的であり、多分にその影響を受けたものであったと考えてよい。

そして、アメリカの関与は、「越南問題」に彼らの意図しない形で、大きな影響を及ぼしたと筆者は考える。アメリカ駐仏公使館は、国際仲裁の実現に向け、清朝が自らの交渉条件をフランスに提示するようにとりはからった。しかし、この結果として作成された「照会」は、「宗主権」など、従前の交渉で避けてきた「原則問題」を取り上げ、清仏の主張の隔たりを浮き彫りにした。そのためフランスの不興を買うとともに、清仏二国間交渉やイギリスの周旋をより困難にした。さらに、アメリカ駐清公使館書記官ホルコムが行った同文通牒送付の助言は、対仏妥協を模索する李鴻章やハートらの意向と相反し、むしろ先行きを楽観視して強硬路線を保持していた北京朝廷の清議派官僚の意向に沿うものとなった。そして同文通牒は、最後通牒とも解釈されかねない危険なもので、かえって清仏の武力衝突を促すことになった。清仏の外交関係は「一八八三年後半に入って、急速に險悪化」するが、アメリカの関与はその要因の一つに数えてよいと考える。^①

上述のようなアメリカ外交官の思考と活動は、ケナンの指摘するアメリカ外交の「法律家Ⅱ道徳家的アプローチ」と合致する。また、和平の実現を目指しながらかえって事態を悪化させるという点でも、ケナンの指摘どおりである。もとより、ケナンは「法律家Ⅱ道徳家的アプローチ」を米西戦争から説き起こしているが、それより十年以上も前の「越南問題」においてすでに、彼の言うようなアメリカ外交の特徴は現れていたということができよう。^②ただ、この「越南問題」における失敗は、深く吟味されることはなかったようである。^③

さて、欧米人を悩ませ続けてきた国際法の弱点が「越南問題」の経過に深く関係しているとする見方も本稿によってあらためて裏付けられたと言える。一九世紀後半は「世界の一体化」と呼ばれる状況が進んだが、それは各地域の文化が抱える弱点に他地域の人々も振り回されることになったと言えよう。とすれば、一九世紀後半の「世界の一体化」以降、各地域が抱えた弱点や問題は、連動もしくは融合して作用した可能性も生じる。その点で、ホルコム^④の助言を受け入れて同文通牒を出した清議派に着目したい。清議派は儒学の正統教義を重んじ、「洋務」には消極的であった官僚のグループとされる。一八八三年末に李鴻章が清議派を、歴代王朝を滅亡に追いやった「南宋以後の士大夫」に擬えた奏摺をしたためていることからして、清議派が儒学思想の保持から欧米の思想・制度の受容へと政治姿勢を転換したとは考えにくい。中華王朝の対外政策を硬直化させてきた思想のあり方に、アメリカの「法律家Ⅱ道徳家的アプローチ」と共鳴する部分が存在した可能性がある。そのあたりについては、別途検討を行いたいと考える。

① 岡本隆司『中国の誕生』一五七頁。

② なお二〇世紀初めまでのアメリカの外交は、猟官制度の影響を強く受け、外交経験に乏しい人物が駐外使節に任命される傾向にあった（信夫淳平『外政監督と外交機関』日本評論社、一九二五年、六三九—六四四頁参照）。よって本稿でみたような結末は、アメリカ外交官めいめいの資質にも影響されていたことであろう。ただ、二〇世紀に

アメリカが主導した「新外交」でも、本稿にも通じるようなある種の楽天的態度は見られる。また、アメリカの理想主義が国際連盟などの国際組織の実現につながった事実も等閑視できない。もちろん、力と国益を重視する欧州伝統の「旧外交」は第一次世界大戦に行きつくのであり、本稿で見たような英仏の外交手法が十全なものというわけでもない。

③ アメリカ駐仏公使モートンは、一八八三年二月四日、フランスで刊行された「越南問題」に関する『外交叢書』(LJT/AT) について本国に報告しているが、「この大部の出版物は、アメリカの友好的な仲立ち (interposition) について全く言及していない」とコメントしている。モートンはフランスの不興を買った理由を認識できていなか

ったようである (ADPP, vol. 5, Morton to Frelinghuysen, No. 434, 10 December 1883)。
④ 『交渉史料』巻九(二八七)「直隸総督李鴻章奏遵旨妥籌辺計摺」
光緒九年十一月二十八日。

【史料略称】

- ADPP : *American Diplomatic and Public Papers, the United States and China. Series 2, the United States, China, and Imperial Rivintries, 1861-1893.* Wilmington : Scholarly Resources, 1979.
ACIM : *Archives of China's Imperial Maritime Customs: Confidential Correspondence between Robert Hart and James Duncan Campbell, 1874-1907.* Beijing : Foreign Languages Press, 1990.
DDF : *Documents diplomatiques français, 1871-1914.* 1ere serie (1871-1900), Commission de publication des documents relatifs aux origines de la guerre de 1914, Paris : Imprimerie nationale, 1929-1959.
FO17 : Great Britain, Foreign Office, general correspondence before 1906, China.
LJT/AT : *Documents diplomatiques, affaire du Tonkin,* Paris : Imprimerie nationale, 1883.
LJT/CT : *Documents diplomatiques, affaires de Chine et du Tonkin,* Paris : Imprimerie nationale, 1885.
MAE/CPC : France, Ministère des Affaires étrangères, Correspondance politique, Chine.
MAE/CPE : France, Ministère des Affaires étrangères, Correspondance politique, États-Unis.
MAE/CPCC : France, Ministère des Affaires étrangères, Correspondance politique des consuls, Chine.
USDS/DD : United States, Department of States, General Records of Department States, Diplomatic Despatches.
USDS/DI : United States, Department of States, General Records of Department States, Diplomatic instructions of the Department of State.
『交渉史料』：『清光緒朝中法交渉史料』故宮博物院編、一九三二—一九三三年
『交渉檔』：『中法越南交渉檔』中央研究院近代史研究所、一九六二年
『翁日記』：『翁文恭公日記』上海商務印書館、一九二五年

(京都大学文学部非常勤講師)

International Arbitration and International Public Opinion:
A Study of American Diplomatic Efforts and
Their Results in the Tongking Affair

by

MOCHIZUKI Naoto

The Sino-French war that occurred in 1880s is the only case of the Qing dynasty going to war with a Western country over countries regarded as its vassals. Previous scholarship has focused on the negotiations between the Qing dynasty and France, and has argued that the differences between the traditional East Asian international order (the so-called Tributary System) and the Western and modern international order triggered the war. But during the Sino-French controversy the Qing dynasty repeatedly proposed the arbitration of a third party, but France refused. It is thus difficult to say that the Sino-French war was a clash of two different world orders.

In 19th-century East Asia, countries gradually adopted international law, and they benefited greatly employing it. International law, however, was plagued by problems of weakness of jurisdiction and enforcement of the law, and efforts to reach a peaceful settlement of international disputes by using international law often led to difficulties in diplomatic negotiations. This article thus focuses on American good offices in 1883 and considers their influences and results.

In the first section, I reconsider the process of the request by the Qing dynasty to the United States for arbitration in July 1883. John Russell Young, U.S. Minister in Peking, often had talks with Li Hongzhang李鴻章, Chinese Governor-General of the Zhili, in the first half of 1883. Young attached great weight to public opinion and arbitration, and he advised Li to use international public opinion and international arbitration as international political resources. At the beginning of July 1883, Li adopting Young's advice, requested arbitration by the United States.

In the second section, I consider the efforts of the American embassy in Paris during July and August. On 23 July, Levis Parsons Morton, American Minister in Paris, met Paul-Armand Challemel-Lacour, the French Foreign

Minister. Responding to the offer of international arbitration by United States, ChallemeL-Lacour said, "if the pretensions of the Chinese government were known, perhaps it would be possible for France to avail herself of the good offices so kindly tendered by the United States." ChallemeL-Lacour's intent was to turn down the American offer in a roundabout way, but Morton interpreted the statement to mean if the Qing government would offer peace terms, it was possible that the French government would accept the American offer. In order to initiate international arbitration, the American embassy in Paris attempted to clarify the differences between the Qing dynasty and France. They advised Zeng Jize 曾紀沢, Chinese Minister in Paris, to send their terms of peace to the French government, but these terms incurred French displeasure and deepened the confrontation between the two countries.

In the third section, I discuss the origin and the results of a circular note that was sent by the Zongli Yamen 總理衙門, the Chinese Foreign Office, to all foreign embassies in Peking on 17 November 1883. By examining the letter of Li Hongzhang sent to the Zongli Yamen, I found that the Qing court, which made the decision to send this note, had adopted the advice of Chester Holcombe, the first secretary of the American Embassy in Peking. This circular note aimed to arouse international public opinion to stop the advance of the French army and it corresponded to Holcombe's idea of a peaceful settlement. Holcomb evaluated the role of international public opinion and international arbitration in international politics highly. But this faith sent an erroneous sign to Chinese officials, especially the Qing-yi 清議 faction, which harbored unrealistic expectations. But, in reality, this note could be interpreted as an ultimatum, and the French minister in Peking, who also had received the circular note, advised his government to use force.

In December 1883 the French army attacked the Qing army in Vietnam, and it ultimately proved impossible to stop the use of force by simply arousing international public opinion.